

○文部科学省告示第七十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十四条第五号の規定に基づき、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩

本則に次の一号を加える。

六 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国において大学入学資格として認められているジェネラル・サーティファイケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格を有する者で、十七歳に達したもの

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。